

さんだチャレンジショップ応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で事業を開始する創業者を支援し、地域の賑わいの創出と活性化を図るため、起業及び起業後の運営に係る経費の一部を補助することについて、三田市補助金等交付規則(平成9年三田市規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、起業とは、事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する開業の届出により新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。この場合において、交付対象者が法人の場合にあっては、代表者及び法人に属するすべての者が第4号に該当しなければならない。

- (1) 第7条に規定する申込の日(以下「申込日」という。)の属する年度の前年度の初日から申込日の属する年度の末日までに起業していること。
- (2) 補助金の交付決定日(同日において起業していない者にあっては起業した日)から3年以上継続して事業を営む意思を有すること。
- (3) 三田市から課税された税(以下「市税」という。)を滞納していないこと。
- (4) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第9号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (5) これまでにこの要綱による補助金の交付決定を受けていないこと。
- (6) 三田市創業支援等事業計画に定める特定創業支援事業を受講し、証明書の発行を受けることができること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる起業する事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小売業、飲食業、サービス業など、地域の賑わい創出・活性化につながる又は市民生活の利便性を向上させると市長が認める事業であること。

- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令を遵守していること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業（同営業を営む者から委託を受けて客に接する業務を行う営業を含む。）に該当しない事業であること。
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づいた事業でないこと。
- (5) 週4日以上営業する事業であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を受けようとする起業に要する経費として明確に区分できるもので、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第9条に規定する申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度に係るもののうち、同年度内に生じた経費とする。ただし、国、県等から起業に関する補助金等が交付されている場合における当該補助金等の補助対象経費を除く。

(1) 事務所開設費

ア 市内テナント（賃借するテナントの所有者（法人に場合にあってはその代表者）、代表者の配偶者、三親等以内の親族又は地方公共団体が所有するものを除く。）の賃料（テナントを住居兼用として使用する場合は、床面積に応じて按分した事業実施部分の賃料）

イ 事務所又は店舗の開設に伴う外装、内装又は設備の工事費（住居兼用の場合は、居住用のスペースに係るものを除く。）

(2) 初度備品費

事業の実施に必要な備品の購入費又はリース料（車両の購入費は除く。）

(3) 広告宣伝費

ホームページ作成、パンフレット・チラシ・広告製作に要する経費
（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内に相当する額とする。ただし、50万円を上限とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助事業への申込）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、さんだ

チャレンジショップ応援事業補助金申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 対象経費が確認できる書類
- (3) 開業届出書又は履歴事項全部証明書の写し（申込日前に起業している場合に限る。）
- (4) 三田市が発行した特定創業支援事業の証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類
（選考及び通知）

第8条 市長は、前条の申込があったときは、当該申込に係る書類等を審査し、予算の範囲内において、補助金を交付することが適当であると認めるもの（以下「申請対象者」という。）を選考し、決定する。

2 市長は、申請対象者を決定したときは、当該申込を行った者に対して、申請対象者とする事又は申請対象者とならない事を通知するものとする。

（交付申請等）

第9条 補助金の交付を受けようとする申請対象者は、さんだチャレンジショップ応援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 市税の滞納がないことを確認できる書類（申請対象者が法人の場合は、その代表者を納税義務者とするものを含む。）
- (3) 開業届出書又は履歴事項全部証明書の写し（申込日以後申請日前に起業した場合に限る。）
- (4) 第二創業の場合にあっては、直近の確定申告書及び決算書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出された書類に加え、第7条に規定する申込のためにすでに提出された書類についても、当該交付申請のために提出されたものとみなし、審査するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業完了後2週間以内に補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長

に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し
- (3) 開業又は会社等の設立が確認できる書類（申請日以後に起業した場合に限る。）
- (4) 国、県等からの補助金等に係る交付申請書及び交付決定通知書の写し（国、県等から起業に関する補助金等が交付される場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請日の属する年度内に起業しなかったとき。
- (2) その他この要綱に違反したとき。
（財産の保全）

第12条 補助事業者は、補助金により取得した備品等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、前項の備品等を補助金の対象となる事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年以内に処分しようとするときは、あらかじめさんだチャレンジショップ応援事業補助金財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により承認をした場合において、当該承認に係る財産を補助事業者が処分したことにより当該補助事業者収入があったときは、当該補助金交付額の全部又は一部を納付させることができる。

（様式）

第13条 この要綱の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のさんだチャレンジショップ応援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の補助金について適用し、令和3年度以前の補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のさんだチャレンジショップ応援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の補助金について適用し、令和4年度以前の補助金については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のさんだチャレンジショップ応援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の補助金について適用し、令和5年度以前の補助金については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のさんだチャレンジショップ応援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度以後の補助金について適用し、令和6年度以前の補助金については、なお従前の例による。